

別表1 定期水質検査（北部水系及び大戸水系）

水質基準項目(*1)	基準値	検査頻度(回数)		回数減の事由
		法定	実施	
基1 一般細菌	100個/ml 以下	毎月	毎月	
基2 大腸菌	検出されないこと	毎月	毎月	
基3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基5 セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基6 鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基8 六価クロム化合物	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基9 垂硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基11 硝酸態窒素及び垂硝酸態窒素	10mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基14 四塩化炭素	0.002mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基17 ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基19 トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基20 ベンゼン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基21 塩素酸	0.6mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基22 クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基23 クロロホルム	0.06mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基26 臭素酸	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基27 総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基30 ブロモホルム	0.09mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基32 垂鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基34 鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基35 銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基38 塩化物イオン	200mg/l 以下	毎月	毎月	
基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基40 蒸発残留物	500mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基42 ジエオスミン	0.00001mg/l 以下	毎月	毎月	
基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	毎月	毎月	
基44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基45 フェノール類	0.005mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l 以下	毎月	毎月	
基47 pH値	5.8以上8.6以下	毎月	毎月	
基48 味	異常でないこと	毎月	毎月	
基49 臭気	異常でないこと	毎月	毎月	
基50 色度	5度以下	毎月	毎月	
基51 濁度	2度以下	毎月	毎月	

(*1) 水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」による。

また、原水については、水質基準項目すべてについて、年1回の検査を行う。

(*2) 水道法施行規則による。過去3年間において、水源の種別、取水地点又は浄水方法に変更がなく、検査結果がすべて基準値の5分の1以下であるため。

別表2 定期水質検査（南部水系）

水質基準項目(*1)	基準値	検査頻度(回数)		回数減の事由
		法定	実施	
基1 一般細菌	100個/ml 以下	毎月	毎月	
基2 大腸菌	検出されないこと	毎月	毎月	
基3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基5 セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基6 鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基8 六価クロム化合物	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基9 垂硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基11 硝酸態窒素及び垂硝酸態窒素	10mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基14 四塩化炭素	0.002mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基17 ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基19 トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基20 ベンゼン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基21 塩素酸	0.6mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基22 クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基23 クロロホルム	0.06mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基26 臭素酸	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基27 総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基30 ブロモホルム	0.09mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基32 垂鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基34 鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基35 銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基38 塩化物イオン	200mg/l 以下	毎月	毎月	
基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基40 蒸発残留物	500mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基42 ジエオスミン	0.00001mg/l 以下	毎月	毎月	
基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	毎月	毎月	
基44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基45 フェノール類	0.005mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l 以下	毎月	毎月	
基47 pH値	5.8以上8.6以下	毎月	毎月	
基48 味	異常でないこと	毎月	毎月	
基49 臭気	異常でないこと	毎月	毎月	
基50 色度	5度以下	毎月	毎月	
基51 濁度	2度以下	毎月	毎月	

(*1) 水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」による。

また、原水については、水質基準項目すべてについて、年1回の検査を行う。

(*2) 水道法施行規則による。過去3年間において、水源の種別、取水地点又は浄水方法に変更がなく、検査結果がすべて基準値の5分の1以下であるため。

別表3 その他の水質検査

水質基準項目	基準値	検査頻度(回数)		検査対象(*5)
		配水(給水栓水)	原水	
水質管理目標設定項目(*1)				
ニッケル及びその化合物	0.02mg/l 以下	年1回		
亜塩素酸	0.6mg/l 以下	年1回		
二酸化塩素	0.6mg/l 以下	年1回		
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l 以下(暫定)	年1回		
抱水クロラール	0.02mg/l 以下(暫定)	年1回		
残留塩素	1mg/l 以下	年1回		
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/l 以上100mg/l 以下	年1回		
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/l 以下	年1回		
遊離炭酸	20mg/l 以下	年1回		南(配)
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l 以下	年1回		
臭気強度(TON)	3以下	年1回		
蒸発残留物	30mg/l 以上200mg/l 以下	年1回		
濁度	1度以下	年1回		
pH値	7.5程度	年1回		
腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	年1回		
従属栄養細菌	集落数/1ml が2,000以下(暫定)	年1回		
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.1mg/l 以下	年1回		
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/l 以下(暫定)	年1回		南(配)
アンチモン及びその化合物	0.02mg/l 以下		年1回	
ウラン及びその化合物	0.002mg/l 以下		年1回	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下		年1回	
トルエン	0.4mg/l 以下		年1回	
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l 以下		年1回	南(原)
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l 以下		年1回	
メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/l 以下		年1回	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下		年1回	
農薬類(*2)	検出値と目標値の比の和として1以下		年1回	
個別管理項目(*1)				
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			年3回	南(原)
ウラン及びその化合物		年1回		南(配)、南(原)
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/l 以下(暫定)		年1回	北(原)、南(原)
クリプトスピリジウム関連(*3)				
クリプトスピリジウム		3ヶ月毎	年1回	南(配)、北(原)
ジアルジア		3ヶ月毎	年1回	南(原)
大腸菌(指標菌)			3ヶ月毎	北(原)、南(原)
嫌気性芽胞菌(指標菌)			3ヶ月毎	
放射性物質(*4)				
放射性ヨウ素(I-131)		3ヶ月毎		
放射性セシウム(Cs-134)	10Bq/kg以下	3ヶ月毎		北(配)、南(配)
放射性セシウム(Cs-137)	10Bq/kg以下	3ヶ月毎		
毎日検査				
色	異常がないこと			
濁り	異常がないこと			北(配)、南(配)
遊離残留塩素濃度	0.1mg/l 以上			大(配)

(*1) 対象となる水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」による。

(*2) 検査対象は、南部原水とし、1年に2水源ずつ輪番制にて行う。

(*3) 「水道におけるクリプトスピリジウム等対策指針」による。

(*4) 「水道水等の放射能測定マニュアル」による。

(*5) 「北(配)」は北部配水(給水栓水)、「南(配)」は南部配水(給水栓水)、「大(配)」は大戸配水(給水栓水)、「北(原)」は北部原水、「南(原)」は南部原水をそれぞれ表す。